

悪質な販売業者にご注意!

こんな相談ありました

<事例>高齢者が留守番中に、男が2人訪問し「火災報知器の取り付けが義務付けられています。私達は市から依頼されて来ています。ご近所でも取り付けられています」と言いつつ、強引に台所に火災報知器を取り付け、2万円を支払わされた。受け取った領収書には、業者名と担当者名が書かれていただけで、所在地や代表者名・連絡先などは書かれていなかった。また訪問販売にも関わらず契約書もなかった。



ほかに火災警報器のレンタル契約をせまるケースもあります。

* 被害にあわないために

- ・ 住宅火災による死者を減らすことを目的に、住宅用火災警報器の設置が必要となりました。警報器は、**寝室と階段**に設置します。
- ・ **既存住宅は平成23年5月31日までに**取り付ければよい。
- ・ **市役所や消防署の職員は訪問販売いたしません。**
- ・ 契約を急がせる業者には要注意!
- ・ その場で決めるのではなく、家族に相談しましょう。
- ・ 契約する場合は相手を確認し、契約書を受け取りましょう。
- ・ 訪問販売で契約した場合、契約書面を受け取った日を含め8日以内であればクーリング・オフできます。また、それ以外でも契約の状況によっては解約が可能な場合があります。

